

令和6年(2024年)第11回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月19日(木)午後3時58分から午後4時30分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	8番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	佐々木 淳
	3番	高橋	洋	4番	大橋 敏範
	5番	倉下	きよみ	6番	久保 正人
	7番	笹塚	成之	9番	長井 修
	10番	佐藤	寛樹	11番	山崎 常雄

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 報告第1号 農地等の使用貸借の解除について

第5 報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用について

第6 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について

第7 報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について

第8 報告第5号 農用地利用関係の調整結果について

第9 議案第1号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について

第10 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第11 議案第3号 農用地利用関係調整委員の指名について

第12 追加報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について

第13 追加議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 佐藤 篤

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年、第11回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、

9番 長井 修 君、 10番 佐藤 寛樹 君を

指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長と佐藤係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和6年、第10回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地等の使用貸借の解除について」の件

日程第5、報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用について」の件

日程第6、報告第3号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」の件

日程第7、報告第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件

日程第8、報告第5号「農用地利用関係の調整結果について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第1号の朗読と説明】

1件の報告がありました。

所有者、地番、面積等はこちらのとおりです。

この後の議案第2号でご審議いただく売買の許可を受けるため解約したものです。

なお、使用貸借の解約は農地法では制限されておられません。

対象地の図面は5ページに添付しております。

以上で、報告第1号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読と説明】

自己所有農地の200㎡未満の農業用施設の転用であり、農地法施行規則第29条第1項の規定により許可不要となっています。

農地転用の場所については農用地区域ですが農業用施設用地に用途変更しており、既存の町道に隣接する形で直売施設としてプレハブを2棟設置し、他は車両の駐車場等として利用を計画しています。

位置等図面を7ページに、転用地の利用図面を8ページに、設置するプレハブの画像を9ページから10ページに添付しています。

以上で、報告第2号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第3号の朗読と説明】

4件の報告がありました。

1番は、令和6年8月に転用許可となった事案で、自己所有農地に農業用倉庫を建設し作業用スペースを確保するもので、転用面積が571㎡です。今回の報告は進捗率は100%との報告で、完了いたしました。

現場写真を13ページから14ページに添付しております。

2番と3番は、令和3年6月から令和6年9月までの期間で一時転用許可となった事案でした。北海道新幹線羊蹄トンネル工事に伴うヤードとしての利用のための転用でした。本年9月に現況復帰作業も完了し進捗率100%として報告されたものです。

現場写真等資料を15ページから18ページに添付しております。

4番は、令和5年8月に一般住宅の建設のため転用許可となった事案で、転用面積は392.04㎡でした。本年12月に建築工事及び外交工事も完了し

進捗率100%として報告されたものです。

現場写真等資料を19ページから20ページに添付しております。

以上で、報告第3号の朗読と説明を終わります。

**【事務局 報告第4号の朗読と説明】**

今年11月に利用調整委員会を開催し調整した案件で所有権移転の嘱託登記が完了したので報告いたします。

対象地の図面は22ページに添付しております。

以上で、報告第4号の朗読と説明を終わります。

**【事務局 報告第5号の朗読と説明】**

令和6年11月25日に申出を受け、令和6年12月3日に農用地利用関係調整委員会を開催し利用調整を行いました。

金額はご覧のとおりで、支払期限は来年の3月31日までとなっています。

図面を24ページに添付しています。

以上で、報告第5号の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】**

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】**

それでは、ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】**

それでは、ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第5号を報告済とします。

日程第9、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

事務局

3件4筆についてご審議をお願いします。

1番、は2筆を一体としてお願いいたします。この土地はニセコ大橋直下の町道田下通沿線の農地です。この場所に隣接する農地はなく、小面積で、今後継続して農地として活用できないと判断したことから非農地とするものです。

航空写真を27ページに添付しました。

3番は、道々岩内洞爺線と町道尾上ニセコ縦貫線の交差点から町道を南へ550m程進んだ町道西側に位置する三角の形の土地で、侵入木が自生し笹や虎杖に覆われている状況です。隣接地が基盤整備されているのに対し狭小で形が整っておらず、水路も通っていることから大型の農業機械による現代的な農作業での利用はできず、非農地とするものです。

航空写真を28ページに添付しています。

4番は、町道福井南2線通と町道瑞穂昆布連絡線の交差点から町道瑞穂昆布連絡線を南に200mほど進んだ東側の土地で、はススキや虎杖、クマザサなどが密生し、侵入木の白樺やハン、柳などが自生している状況となっています。容易に農地として活用することは困難な土地と判断し非農地とするものです。

航空写真を29ページに添付しました。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定

について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

次の議案第2号については、大橋委員に関する案件が含まれていますので、議案第2号審議中、大橋委員は議事に参加しないでください。

日程第10、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

事務局

本案については、所有権の移転が1件で5,826㎡と権利の設定が3件127,768.42㎡です。

所有権の移転の1件は先の報告第5号で農用地利用関係の調整結果を報告した事案で、価格支払の時期については記載のとおりです。

権利設定の3件のうち番号2番は権利の再設定で契約期間、10アール当たり単価、該当する土地については変わりませんが、国営農地整備によって借地の田の水張面積が増えたことで増額となっています。

番号3番、4番は、新規の権利設定となります。

3番は契約期間10年、10a当たり単価が田で15,000円、畑で5,000円となっております。

4番は契約期間10年、田のみの権利設定で10a当たり単価15,000円となっています。

調査書を番号順に34ページから37ページに、図面を同じく番号順に38ページから41ページに添付しています。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第11、議案第3号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第3号の朗読と説明】

事務局

主任委員と委員を指名いたします。

本件は令和6年12月2日に提出されたあっせん申出に対する指名です。

図面は43ページに添付しました。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第3号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。

引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

日程第12、追加報告第1号

「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件、

日程第13、追加報告第2号

「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」の件  
を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 追加報告第1号の朗読と説明】

事務局

農地保有合理化事業の買入協議を行い、今年11月の総会で集積計画を議決し中間管理機構である北海道農業公社が買入する農地の所有権移転の嘱託登記が完了したので報告いたします。

この後、北海道農業公社から売渡人に対し12月27日に支払いが実行されるものと聞いております。

対象地の図面は3ページから4ページに添付しております。

以上で、追加報告第1号の朗読と説明を終わります。

【事務局 追加報告第2号の朗読と説明】

令和4年11月に一時転用許可となった事案で、転用面積が4,672㎡です。北海道新幹線工事に伴う宮田高架橋工事に係るヤード造成のための一時転用となっており着手後進捗率は34.8%との報告となっています。

現場写真を6ページに添付しております。

以上で、追加報告第2号の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の追加報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の追加報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

特に発言がないようですので、追加報告第1号から追加報告第2号を報告済とします。

日程第14、追加議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 追加議案第1号の朗読と説明】

事務局

権利の設定が2件あり、面積が63,658㎡です。

1番2番ともに権利の再設定です。

1番について従前契約から10アール当たり単価が12,000円に増額、該当する土地については変わりませんが、国営農地整備によって借地となる田の水張面積が減少しました。ですが、1年間の賃借料額については計算の結果増額となっております。契約期間については従前と変わりません。

2番については従前契約と単価、面積、契約期間とも同様となっております。

調査書を順番に9ページから10ページに、図面を11ページから12ページに添付しています。

以上で、追加議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。  
これより、追加議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、議案の審議は全部終了しました。

これをもって、令和6年12月19日、第11回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月19日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 議席9番 長 井 修

署名委員 議席10番 佐 藤 寛 樹